

◎岡山県規則第十号

建設業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（岡山県建設工事紛争審査会の委員の定数）

第七条 法第二十五条第三項の規定により置かれる岡山県建設工事紛争審査会の委員の定数は、十五人以内とする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十一号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第二項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第四項中「様式第七号による」及び「様式第八号による」を削り、「監督事項又は検査事項を記入し、当該請負者等をして押印させる」を「監督員の求めに応じ、これらを提出させる」に改める。

第二十条中「すべて」を「全て」に、「様式第十一号による下請負届出書を直ちに提出させ」を「その旨を直ちに届け出させ」に、「ただし、」を「ただし、建設業法第二十四条の七第一項の」に、「これに代えることができる」を「この限りでない」に改める。

第二十六条第二項及び第三十八条第二項中「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

様式第一号中「#3.0パーセント」を「#2.9パーセント」に改める。

様式第七号から様式第十一号までを次のように改める。

様式第七号から様式第十一号まで 別添

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に締結した請負契約（同日前に落札者又は契約の相手方を決定したものを含む。）に係る工事については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百三十三号

岡山県建設工事等公表事務取扱要領（平成十三年岡山県告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第五条の見出しを「（予定価格等の公表）」に改め、同条中「日」を「日」。次項において同じ。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 契約担当者は、最低制限価格を設定した入札にあつては最低制限価格、調査基準価格を設定した入札にあつては調査基準価格、失格基準価格を設定した入札にあつては失格基準価格を、落札者を決定した日の翌日に公表するものとする。

第六条第一項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4 前三項に定めるもののほか、知事は、一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係るものに限る。）に係る前条第一項の予定価格及び同条第二項の最低制限価格、調査基準価格又は失格基準価格を、岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岡山県規則第六十四号）第十三条の規定による公示に併せて岡山県公報により公示するものとする。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

様式第3号 (第6条関係)

随意契約公表閲覧文書

(工事番号)

所属名

工事の名称	路線・河川名	工事の場所	請負契約金額 (消費税及び地方消費税相当額込)
			円
工事概要			工期 (予定)
			～ 年 月 年 月
種別			

契約締結年月日	年 月 日
商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
契約の相手方として選定した理由	

変更契約	
変更契約締結年月日	年 月 日
変更契約後の金額 (消費税及び地方消費税相当額込)	円
契約を変更した理由	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った一般競争入札及び同令第百六十七条の十二第二項の規定による通知を行った指名競争入札に係る建設工事並びに測量業務及び建設コンサルタント業務については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の岡山県建設工事等公表事務取扱要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百三十四号

次の病院については、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 赤磐市立赤磐市民病院

所在地 赤磐市松木六三三一

二 撤回の時期

平成二十六年四月一日

一 病院の名称及び所在地

名 称 井原中央病院

所在地 井原市井原町三二七三

二 撤回の時期

平成二十六年四月一日

◎岡山県告示第百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションサクラ	保険医療機関の所在地	倉敷市下庄七〇一〇	倉敷市下庄七〇〇一	平成二十六年二月十四日

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

株式会社赤木商店

2 所在地

岡山県真庭市勝山八一八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社赤木商店

2 所在地

岡山県真庭市勝山八一八一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一〇九四

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が別に定めるもの

4 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ病（牛の場合）の項術式の欄1から3までに規定する検査の方法

二 結核病検査

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が別に定めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核病の項術式の欄1に規定する検査の方法

三 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第三号までに掲げる牛、平成二十三年四月一日以降に輸入した牛（検査後一年以内のものを除く。）、平成二十六年四月一日以降に発生都道府県から導入した搾乳に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項術式の欄1、2及び6に規定する検査の方法

四 馬伝染性貧血検査

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一馬伝染性貧血の項術式の欄2に規定する検査の方法

五 家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。以下同じ。）及びマイコプラズマ病検査

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次の(1)から(3)までに掲げるもの

(1) 家畜保健衛生所長が別に定める基準羽数を満たす自衛検査が、未実施又は未報告である種鶏業者に係る種鶏等については、全羽数

(2) (1)に掲げるもの以外の種鶏等については、家きんサルモネラ感染症に係る検査を対象とし、雌雄とも全羽数のおおむね十パーセントに相当する羽数（最小百羽とする。）

(3) (2)の家きんサルモネラ感染症検査で陽性鶏が摘発されたときは、種鶏等の全羽数

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

急速凝集反応法

六 腐蛆^そ病検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆^そ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

七 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第十号に掲げる牛の死体及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項術式の欄1及び2に規定する検査の方法

八 アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、牛流行熱検査及びイバラキ病検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めた牛（未越夏牛）

4 実施の期日

原則として六月下旬、八月中旬、九月中旬、十月中旬及び十一月中旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験又は寒天ゲル内沈降反応）

九 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 飼養羽数が百羽以上（ただし、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん
- (2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

◎岡山県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工 種

北七区6条2 農業用排水施設

西七区314条 ”

三 認可年月日

平成二十六年三月四日

◎岡山県告示第百三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 岡山加入区

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 泉衣笠線

三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和気郡和気町尺所字下馬四〇八番四地先から 和気郡和気町尺所字札場外四八六番一地先まで	新	八・六〇 一〇・七	一一三・四
和気郡和気町尺所字下馬四〇八番四地先から 和気郡和気町尺所字札場外四八六番一地先まで	旧	五・〇〇 六・七	一二三・四

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	泉衣笠線	和気郡和気町尺所字下馬四〇八番四地先から和気郡和気町尺所字札場外四八六番一地先まで	平成二十六年三月十八日

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第四百十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

影石地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県英田郡西粟倉村大字影石字道ノ上へ二四九番地先道路敷	一号
字関屋井手ノ上へ二二〇番一地先	二号
道路敷	三号から五号まで
字関屋井手ノ上へ二二〇番一	六号
字城ヶ谷二一八番	七号
字関屋観音ノ上エ二一七番	八号
字城ヶ谷二六〇番一	九号から十一号まで
字関屋大下モノ上へ五一番	十二号から十四号まで及び十八号
字大見世四九番	十五号から十七号まで
大字長尾字寺山本谷一五〇八番	十九号
大字影石字大見世一七番一	二十号
字一七番	二十一号から二十三号まで
字寺山一六番	二十四号
字別府一四番二	二十五号
大字長尾字与三郎屋敷一四八一番	

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大字影石字上別府一二番三
字城ヶ谷口二三八番四地先道路敷	字ヲモテ二〇〇番一地先道路敷	字観音ノ本六七番三	字弥右エ門屋敷七五番一	字水落四五番二地先道路敷	字カジヤケ市三五番一	〃 四番	二十六号
三十三号	三十二号	三十一号	三十号	二十九号	二十八号	二十七号	

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第四百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇一K河原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K玉柏〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K玉柏〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K玉柏〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K玉柏〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K玉柏〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K玉柏〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K畑鮎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

二〇一K 御津中泉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津中泉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津中泉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津中泉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津中泉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津高津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津高津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津高津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津高津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津宇甘〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 御津高津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 建部町大田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 真星〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 真星〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 真星〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 真星〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 真星〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 真星〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 真星〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

二〇一D建部町大田〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D真星〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D真星〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D玉柏〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D玉柏〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D玉柏〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D玉柏〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町大内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町大内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町大内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K藤井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K藤井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中泉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中泉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中泉〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中泉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

二〇一D 邑久郷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 邑久郷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 邑久郷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 邑久郷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 国富〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 祇園〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 祇園〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 祇園〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中泉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津高津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津高津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津宇甘〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津宇甘〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津宇甘〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町富沢〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町建部上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町建部上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町大田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町大田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町大田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町大田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町大田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 建部町大田〇〇一	土石流	次の図のとおり

二〇一D長沼〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D長沼〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D一日市〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町大内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町大内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町大内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町大内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D飽浦〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D飽浦〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D阿津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D北浦〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D宮浦〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D宮浦〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D宮浦〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D宮浦〇〇五	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第四百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇二K児島味野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島味野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島小川〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島通生〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島通生〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島通生〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島唐琴〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島塩生〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島塩生〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島下の町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島下の町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島下の町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島下の町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島下の町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島下の町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島下の町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島下の町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島田の口〇〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島柳田町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

二〇二K下津井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K下津井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K下津井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島上成〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島陶〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島服部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船穂町船穂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船穂町船穂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船穂町船穂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船穂町水江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船穂町水江〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇二D 真備町服部〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D 真備町服部〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇二D 真備町箭田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D 真備町箭田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D 真備町箭田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D 真備町箭田〇〇五	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第四百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、高梁市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇九K川上町臘数〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町臘数〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町臘数〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町臘数〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町三沢〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町吉木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川上町領家〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

二〇九K川面町〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K川面町〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K小高下町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K小高下町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K小高下町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K小高下町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K高倉町飯部〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K高倉町田井〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町大津寄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町大津寄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町大津寄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町大津寄〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町大津寄〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町大津寄〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町大津寄〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町春木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町春木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町春木〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町春木〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町春木〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町春木〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町松岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町松岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町松岡〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町松岡〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K松原町松岡〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町中野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町中野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町中野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町中野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

二〇九K成羽町成羽〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K成羽町成羽〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町西油野〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町東油野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町東油野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町東油野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町東油野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町東油野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町東油野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K備中町東油野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九D川上町臘数〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町臘数〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

二〇九D川上町臘数〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町臘数〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町仁賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町三沢〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D川上町領家〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D小高下町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D小高下町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D小高下町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D小高下町〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D高倉町飯部〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇九D高倉町田井〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇九D松原町大津寄〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D松原町春木〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D松原町春木〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

二〇九D備中町平川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町東油野〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町東油野〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町東油野〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町東油野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町東油野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町東油野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町東油野〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町東油野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町星原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町西油野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町羽山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町羽山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町成羽〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町中野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町中野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町中野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町中野〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町中野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D松原町春木〇〇三	土石流	次の図のとおり

二〇九D備中町平川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町平川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町平川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町平川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町布賀〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇九D備中町布賀〇一三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局高梁地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第四百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、久米郡美咲町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六六六K江与味〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

六六六K北〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西埜和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K東埜和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K東埜和〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

六六六D南〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇九	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一一	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一二	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一三	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一四	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D里〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D里〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D里〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇四	土石流	次の図のとおり

六六六D打穴里〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D打穴下〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D打穴中〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D打穴中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D金堀〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D越尾〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D越尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D越尾〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D越尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D越尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D境〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D境〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D境〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D新城〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D新城〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D新城〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D角石祖母〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D角石祖母〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D原田〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月18日 岡山県公報 第11568号

◎岡山県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	施行者の名称	岡山県南広域都市計画道路事業 三・四・倉四百一 矢柄西田線	事業の種類及び名称	平成二十六年三月十八日から 平成二十八年三月三十一日まで	事業施行期間	収用の部分 岡山県倉敷市中島字 小溝、西富井字柳原並 びに福井字堤外、字堤 下、字三反地、字川尻 及び字老丁地内 使用の部分 岡山県倉敷市西富井 字柳原及び福井字堤外 地内	事業地
-----	--------	-------------------------------------	-----------	---------------------------------	--------	---	-----

◎岡山県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、新見都市計画下水道事業新見市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新見市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
	新見都市計画下水道 事業	新見市公共下水道	平成八年三月八日から 平成三十一年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし

〔二二一〕岡山県環境審議会から次のとおり答申があった。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十六年一月二十三日

二 答申を受けた年月日

平成二十六年二月十八日

三 諮問及び答申の事項

平成二十六年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

四 その他

諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び各県民局において閲覧することができる。

〔二二二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）	測量の種類
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	測量期間

〔一二三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

苦田郡鏡野町	測量区域
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	測量の種類
平成二十六年二月二十八日	終了年月日

◎岡山県人事委員会規則第二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年岡山県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（派遣職員の給与）

第三条 条例第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該派遣職員が同日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合（以下「支給割合」という。）を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年

額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、派遣職員が、岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第四条第五項の規定により標準号給数（同条第六項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）第十三条第一項第三号に掲げる職員であるものとする。

4 第一項に規定する住居手当の年額は、本邦の通貨に換算して計算するものとし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が外国の通貨で定められている場合についても、同様とする。

5 条例第三条第一項の規定により派遣職員の派遣の期間が更新された場合は、当該派遣職員の当該更新の日以後の支給割合は、当該更新の日を派遣の日とみなし、前各項の規定により再決定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定により決定され、又は前項の規定により再決定された支給割合は、派遣職員の派遣の期間中に次に掲げる額が著しく変動した場合において特に必要があると認められるときは、変更することができる。

一 派遣先の勤務に対して支給される報酬の額

二 支給割合の算定の基礎とされた在勤基本手当の月額

7 第一項から第四項までの規定により決定され、第五項の規定により再決定され、又は前項の規定により変更される支給割合には、百分の一未満の端数があつてはならないものとする。

8 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合は、前各項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三号

岡山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

岡山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

岡山県人事委員会議事規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条」を「次条及び第六条」に、「又は」を「又は」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（専決処分）

第六条 委員長は、緊急を要するため会議を開くいとまがないと認めるときは、岡山県人事委員会の権限に属する事項について専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次の会議においてその旨を報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。